2022.6.9 Japan Open Science Summit 2022
「D4 研究データの品質表示を考える」

趣旨説明

研究データ利活用協議会（RDUF）
情報・システム研究機構　国立情報学研究所
南山　泰之
minamiyama@nii.ac.jp
ORCiD ID:0000-0002-7280-3342

CC BY

研究データ利活用協議会（RDUF）とは

- 2016年6月設立
- 研究データ利活用に関する国内外の事例の共有などにより、我が国における研究データ利活用を推進することに寄与

研究データ利活用協議会
RDUF
Research Data Utilization Forum

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン (2020)

2019 年 12 月 25 日

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン

研究データ利活用協議会 研究データライセンス小委員会

目次

研究データの公開・利用条件指定ガイドライン 1
はじめに, 研究データの公開と利用条件指定に関する 5 の質問 2
Q1.公開対象とするデータの特定 5
データ公開が義務付けられている場合 6
Q2. データ公開の制約条件の確認 8
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合 8
個人情報を含む場合 8
国家安全保障、国際関係などに係る場合 9
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合 9
所属機関（部署）、研究助成機関などによるポリシーが定められている場合 10
Q3. 公開制約条件の解除 11
分野・研究コミュニティの慣習などで、公開制限が一般的な場合 11
個人情報を含む場合 12
国家安全保障、国際関係などに係る場合 12
共同研究契約や個別の契約により公開制限が定められている場合 13
所属機関（部署）、研究助成機関などによるデータポリシーが定められている場合 13
公開できないと判断された場合 14
Q4. 公開先の選択肢 15
分野別リポジトリ 15
所属先のリポジトリ（機関リポジトリ） 16
Q5.利用条件の指定（選択肢と表示例） 19
推奨される利用条件 20
（参考）利用規約の記載 29
参考文献一覧（本文中に含まれるものを除く） 31

本編 (32p.)

別添：研究データの公開・利用条件指定ガイドライン用語集

No.	項目名	定義	出典
1	改竄（改ざん）	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。	文部科学省. 研究活動の不正行為等の定義. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334660.htm, （参照 2019-12-25）.
2	クリエイティブ・コモンズ	著作権者に自身の作品の使用条件を簡便なマークで意思表示する手段を提供し、著作物の円滑な流通、再使用を促進するプロジェクト、またはそれを推進する非営利団体の名称。著作権者がウェブサイトなどにおいて、文章、写真、映像、音声などの使用条件をクリエイティブ・コモンズが定義したマークによってあらかじめ宣言しておくことにより、利用者は使用許諾の手続きを省くことができる。	日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 図書館情報学用語辞典 第 4 版. 2014.
3	クレジット	個人またはグループが研究成果に行った貢献を正式に承認すること。	RDA-CODATA: Legal Interoperability Interest Group. Legal Interoperability of Research Data. Principles and Implementation Guidelines. Zenodo, 2016. https://doi.org/10.5281/zenodo.162241, (accessed 2019-12-25).
4	研究データ	科学研究の情報源として利用されるデジタルデータ。数値、テキスト、画像、音声、動画など、さまざまな形式を含む。なお、本ガイドラインでは、研究ノート、論文、メタデータ、	1） 研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書. 研究データ基盤と国際展開に関する戦略. 2019.

用語集 (7p.)

“研究データの公開・利用条件表示ガイドライン ver.1.0”.
https://doi.org/10.11502/rduf_license_guideline

データ共有・公開と利活用のギャップ

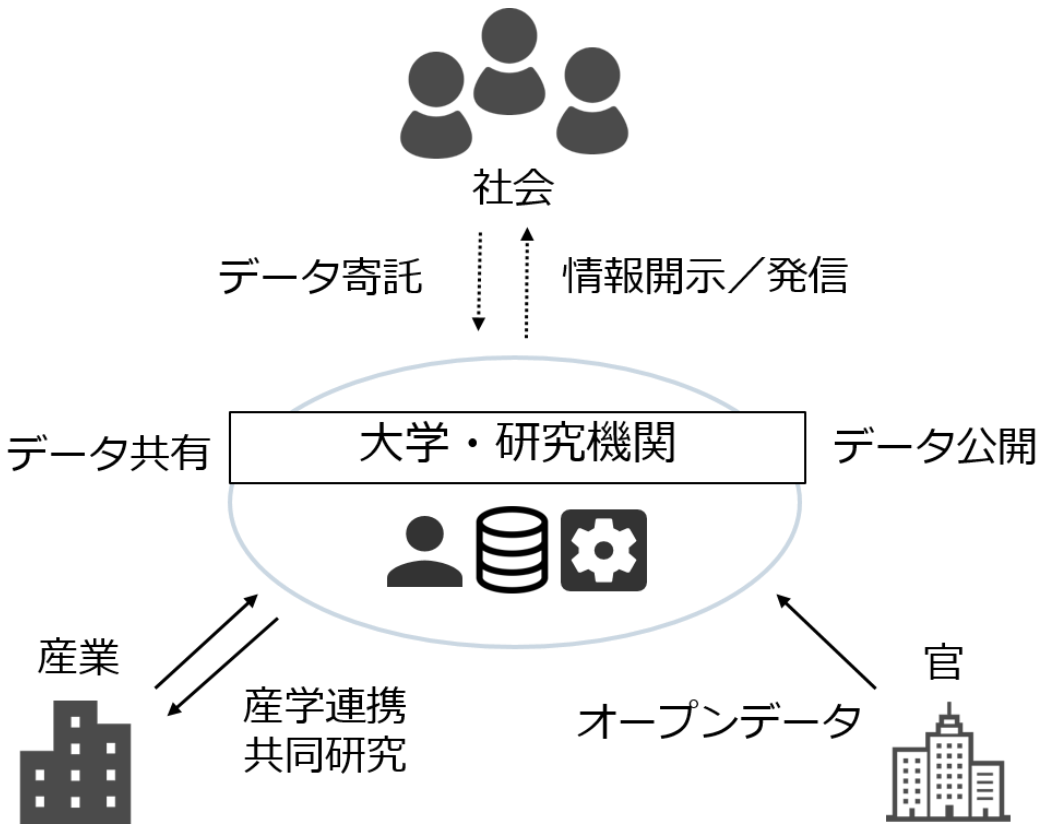

**研究データは大学・研究機関の外で
どのように利活用される可能性があるのか？**

研究データの共有／公開の現状

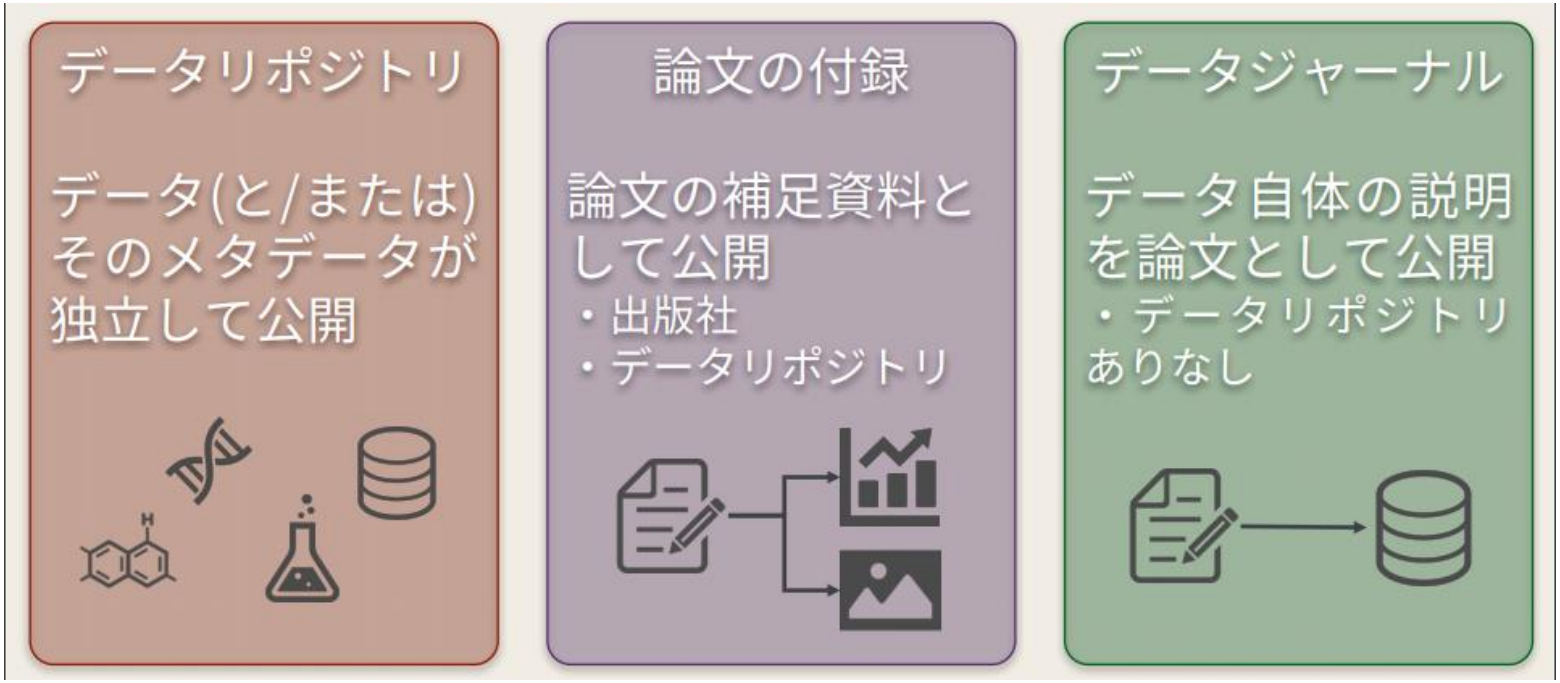

- 整理・保存方針はプラットフォームによって異なる
- ➢ **標準的な品質表示基準を示せないか？**

Ref: 加藤文彦. CiNii Research.
https://www.nii.ac.jp/openforum/upload/20190530PM_Contents2_03_kato.pdf

研究データ利活用協議会
RDUF
Research Data Utilization Forum

研究データの品質表示？

一般的なデータ論文の記述様式

No.	項目	説明
1	基本情報	所有者、名前、DOI/URIなど
2	利害関係	データセットに関係する個人的/組織的な関係性
3	範囲	空間的/時間的
4	形式	フォーマット、エンコード、言語など
5	ライセンス	
6	詳細な帰属	各著者ごとの貢献度
7	プロジェクト	
8	データセットの来歴	取得方法、機材などを含む
9	品質	データの限界値・異常値などの情報
10	再利用	潜在的な価値

分野に共通した表示様式は見当たらない

Ref: https://current.ndl.go.jp/ca1858

関連標準／指針

- 日本の省庁によるガイドライン・規則
  - 総務省統計局「公的統計の品質保証に関するガイドライン」
  - 国土地理院「品質の要求，評価及び報告のための規則」
  - デジタル庁「データ品質管理ガイドブック（β版）」
- ビジネスデータ活用の知識体系
  - DAMA-DMBOK（データ品質の項目）
  - データ管理成熟度モデル（DMM Model）
- 学術コミュニティ
  - **明確な標準なし（分野別の規定はある）**

研究データ利活用協議会
RDUF
Research Data Utilization Forum

セッション構成

時間	タイトル	登壇者
16:00-16:05	趣旨説明	南山泰之（国立情報学研究所）
16:05-16:20	研究データの公正性を担保するための基本的な考え方	飯室聡（国際医療福祉大学）
16:20-16:35	ガバメント・オープンデータの品質管理に向けた取り組み	下山紗代子(一般社団法人リンクデータ)
16:35-16:50	企業データの観点から見たデータ品質と保証についての必要性	岡山将也（研究データ利活用協議会（RDUF））
16:50-17:30	ディスカッション	全員
17:30	クロージング	